

豊中市立青少年自然の家

指定管理者募集要項

令和 2 年（2020 年）6 月

豊中市教育委員会事務局 社会教育課

1. 基本的事項について	
・ 公募の趣旨	1
・ 基本条件・運営方針	1
・ 施設の概要	2
2. 管理運営業務に関する事項について	
・ 指定期間	3
・ 業務の範囲	3
・ 指定管理者の責務	3
・ 確保すべきサービス水準	5
・ 管理運営業務にかかる経理および経費	5
・ 費用負担およびリスク負担	6
・ 進行管理	6
・ その他	7
3. 公募に関する事項について	
・ 応募資格	8
・ 不適格事由	8
・ グループ応募	9
・ 提案に至るまでの流れ	9
・ 留意事項	11
4. 提案に関する事項について	
・ 提案書類提出期限	12
・ 提出場所および提出方法	12
・ 提案書類	12
・ 提出部数	14
・ 提案書類の著作権等	14
・ その他提案に関する留意事項	14
5. 選定に関する事項について	
・ 選定評価委員会	15
・ 選定の方法	15
・ 選定結果の通知	16
・ 審査基準	16
・ 提案の無効	16

• 選定結果の公表	16
• 指定管理者の指定	17
6. 協定に関わる事項について	
• 協定の締結	17
• サービス水準に関する合意書の締結	17
• 協定を行う事項	17
7. その他の事項について	19

## 1. 基本的事項について

### 【公募の趣旨】

豊中市（以下「市」とします）は、「豊中市立青少年自然の家」について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項にもとづき、設置の目的を効果的に達成することをめざして、本施設の管理運営を担う「指定管理者」を指定することとしました。

本施設は住民に平等に利用が確保される「公の施設」であり、その管理運営は公共の利益の増進に資する公共サービスの一環であることから、市とパートナーシップを結び公共サービスを担っていただくに最もふさわしい指定管理者を総合的に評価し選定するため、公募による提案の募集および審査を実施するものです。

なお、市では『新・豊中市指定管理者制度導入に関する指針』【第 5 版】（平成 28 年（2016 年）3 月）にもとづいて指定管理者制度の導入・運用を行うこととしており、本公募についても本指針に沿って進めるものとします。

### 【基本条件・運営方針】

#### （基本条件）

指定管理者が本施設の管理運営を行うにあたっては、本施設の設置目的その他「豊中市立青少年自然の家条例」および「豊中市立青少年自然の家条例施行規則」に定める事項を基本条件とします。

#### 〈設置目的〉

#### 「豊中市立青少年自然の家条例」

第 1 条 豊かな自然環境の中での自然体験活動、野外活動及び団体生活を通じて青少年の主体性、創造性及び協調性を養うことにより、生きる力と互いの人格を認め合う心を育み、もって青少年の健全育成を図るため、青少年自然の家を設置する。

#### （運営方針）

指定管理者が本施設の管理運営を行う際に基本とする方針（「運営方針」）は、以下のとおりとします。

- ・住民の平等な利用を確保すること
- ・施設の設置目的に照らして施設の効用を最大限に発揮するとともに、施設の効率的・効果的な運営を図ること

- ・施設の管理に必要な経理的基礎、技術的能力および人材等を備えて安定的に管理運営を行うこと
- ・使用承認等の権限の行使に際しては公平・公正であること
- ・利用者および周辺住民等の安心・安全に配慮した施設の維持管理を行うこと
- ・市の総合計画、各種分野別計画等にもとづき市が実施する施策に協力すること
- ・市内事業者との連携等、市内経済の発展に貢献すること

## 【施設の概要】

### ①名称

豊中市立青少年自然の家

### ②所在地

大阪府豊能郡能勢町宿野151-68

電話番号 072-734-0301

### ③施設の概要

- ・キャンプ場（昭和37年（1962年）8月1日開設）

12のテントサイトを中心としたキャンプ場：

テントサイトの他、ログハウス、山小屋、キャンプファイヤー場、炊事場、水遊び場、ハイキングコースなど

面積 94,074㎡

テントサイト 12か所

収容人員 300人（日帰り利用含み最大）

- ・宿泊棟・管理棟（昭和48年（1973年）7月26日開設）

通年で利用できる宿泊施設：

2段ベッドの宿泊室・和室の他、屋内活動用のプレーホール、研修室、食堂、浴室など

面積 2,176㎡

建物の構造 鉄筋コンクリート2階建（一部地階）

収容人員 200人

- ・駐車場

駐車台数 大型バスだけなら 8台

普通乗用車だけなら 30台

## 2. 管理運営業務に関する事項について

### 【指定期間】

令和3年（2021年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日（5年間）とします。

### 【業務の範囲】

指定管理者が本施設において担う業務（「管理運営業務」）の範囲は次に掲げる各業務とし、詳細は別紙『豊中市立青少年自然の家わっぱる管理運営業務仕様書』（以下『仕様書』とします）のとおりとします。

- ・豊中市立青少年自然の家条例第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関する業務
- ・本施設の使用承認、その取消しその他本施設の使用に関する業務
- ・本施設の利用料金の徴収、減免および返還に関する業務
- ・本施設の維持管理に関する業務
- ・その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者が業務を一括して第三者に委託することはできませんが、一部の業務について市に書面で承諾を得たうえで委託することは可能です。

この場合、委託の相手方は、豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止期間中の者、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者または国もしくは本市以外の地方公共団体から同様の措置を受けている者であってはなりません。

### 【指定管理者の責務】

（遵守すべき法令等）

本施設の管理運営にあたり、コンプライアンス（法令遵守）を徹底していただくことは当然の責務となります。特に次の法令・条例等については常に参照し、その内容を十分に把握したうえで管理運営を行う必要があります。

- ・地方自治法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・労働関連法令（労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法等）
- ・豊中市自治基本条例
- ・豊中市個人情報保護条例
- ・豊中市情報公開条例

- 豊中市暴力団排除条例
- 豊中市立青少年自然の家条例
- 豊中市立青少年自然の家条例施行規則
- 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- その他管理運営業務に関するすべての法令（森林法・旅館業法等）

（個人情報の保護について）

前記のとおり「個人情報の保護に関する法律」「豊中市個人情報保護条例」を遵守するとともに、管理運営に際して個人情報保護のために必要な措置を講じることとします。その他、詳細については『仕様書』記載のとおりです。

〈指定管理業務に係る安全確保の措置等・指定管理者の義務〉

#### 「豊中市個人情報保護条例」

第11条の2 指定管理者は、指定管理業務に係る個人情報の保護について、第8条各項に規定する実施機関の義務と同様の義務を負うものとする。

第11条の3 指定管理者及びその指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（情報の公開について）

「豊中市情報公開条例」の趣旨に則り、市民との信頼を高めるため情報公開について必要な措置を講じることとします。

なお、本公募に対する提案書類等の市に提出された文書等についても、市の行政情報として当該条例にもとづき公開対象となります。

（人権の尊重）

指定管理者は、管理運営業務の遂行に際し、人権を傷つけることのないよう留意することとします。

（財産の管理）

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって本施設、本施設の設備および備品等（以下「財産」とします）を管理することとします。

（従事者への配慮）

指定管理者は、サービスの質の維持向上を図るため、管理運営業務に従事する者（以下「従事者」とします）の雇用労働条件に配慮するとともに、従事者が働きがいを持ち、いきいきと業務に取り組むために必要な措置を講じることとします。

【確保すべきサービス水準】

サービス水準項目	単位	確保すべき水準
① 延べ利用者団体・利用者数	団体（・人）	280（13,000）
② 施設利用率 （宿泊棟＋テントサイト利用率）	%	15/100
③ 主催事業実施数	回	10回（民間事業者との共催事業を含む）

【管理運営業務にかかる経理および経費】

（会計年度）

本施設の管理運営業務にかかる会計年度は4月1日から翌年3月31日までとします。

（会計管理およびその他経理に関する事項）

指定管理者は、管理運営業務にかかる経理事務を行うにあたり、団体の事業全般とは独立した会計管理を行うこととします。その他、経理に関する事項については『仕様書』に記載のとおりとします。

（管理運営経費）

豊中市立青少年自然の家の管理運営経費は、地方自治法244条の2第8項に規定する利用料金および市が支払う指定管理委託料及び指定管理運営業務から生じた事業等収入をもって充てるものとします。

指定管理委託料については、これまでの実績を参考として、年間の管理運営経費（修繕費含む。各年300万円で積算）を算出し、予定価格を設定しています。この予定価格を上回る提案をした場合は指定管理者として不適格となります。

指定管理委託料は、提案額が必ずしも保証されるものではなく、市議会の議決後に市が行う指定管理者の指定後、締結する管理運営業務についての協定に基づき、事業計画書において提示のあった金額について、予算の範囲内で指定管理者と協議のうえ、年度協定に明記し、支払うものとします。



＊指定管理委託料は、原則として精算しません（経費の削減等により生み出された適正な剰余金は、経営努力によるものとして剰余金の返還を求めません。また、運営に起因する不足額が生じた場合も補てんはおこないません。）。ただし、指定管理委託料のうち、修繕費については、毎年度末に精算のうえ、剰余金が生じた場合は市に返還していただきます。なお、修繕費は、各年度とも300万円とし、指定管理委託料に含めます。

※指定管理委託料の見積りにあたっては、修繕費について各年度とも300万円として計上してください。

#### 【費用負担およびリスク負担】

別紙『仕様書』記載のとおりとします。

#### 【進行管理】

指定管理者と市とのパートナーシップにより、本施設による施策推進および事業推進を適正に進行管理する必要があることから、指定期間中は次のことを行います。

##### （事業計画書等の提出）

指定管理者は、毎年度開始前に当該年度にかかる次の書類を市に提出することとします。

- ・管理運営業務の実施計画書
- ・管理運営業務にかかる収支予算書
- ・指定管理者の事業全般にかかる事業計画書および収支予算書
- ・管理運営業務の安全管理にかかる計画
- ・その他、市が必要と認めるもの

##### （事業報告書の作成および提出）

指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出するものとします。ただし、年度の途中において指定が取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出することとします。

- ・管理運営業務の実施状況
- ・本施設の利用状況
- ・利用料の収入の状況
- ・管理運営業務にかかる経費の収支状況
- ・安全管理対策の状況
- ・その他、市が必要と認める事項

#### （モニタリングの実施）

管理運営業務が適正に運営されているか、市が定期および随時に確認を行います。また、確認のため必要な資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に定期および随時に提出を求めます。

#### （自己モニタリング等の実施）※1

指定管理者は、本施設においてアンケート調査を実施するなど施設利用者から管理運営に関する意見を毎年度1回以上聴取するとともに、管理運営状況に関して定期的に確認し、これらを踏まえた自己評価を行ってください。（結果は市に提出）

#### （年度評価の実施）※2

指定管理者および管理運営業務状況について、事業報告書・モニタリング結果の集積等をもとに、毎年度の総括評価を実施します。評価に必要な追加資料等については、協定にもとづき市が指定管理者に適宜提出を求めます。

#### （選定評価委員会による評価の実施）※3

指定期間中に少なくとも一度、「豊中市立青少年自然の家指定管理者選定評価委員会」（後述）により、指定管理者および管理運営業務状況について評価を実施します。

#### （評価結果の公表）

上記（※1・2・3参照）の結果については、市のホームページにて公表します。

#### 【その他】

##### （民間事業者との共催事業の実施）

施設運営をより魅力あるものにするため、民間事業者と共同して行う事業を指定管理者が提案・実施することとします。（指定管理料と別の委託料での提案事業となります。）

##### （ネーミングライツについて）

市では、財源の確保による良好な施設環境の提供や地域の活性化を図るため、ネーミングライツの取り組みを進めています。本施設においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。

市がネーミングライツを実施する場合は、指定管理者は、実施に支障のないよう協力していただきます。その際の取扱いは次のとおりとします。

なお、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、市と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

- ・施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとします。作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- ・指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等

に徹底することとします。

・ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、市は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。

(感染症拡大防止について)

新型コロナウイルスなど感染症対策のため、指定管理者は市からの要請に基づき、対策を講じるものとします。

### 3. 公募に関する事項について

#### 【応募資格】

公共サービスを担うにふさわしい理念・能力等を有し、安定して本施設の管理運営を担うことのできる団体とし、法人格の有無を問いません（ただし個人での応募はできません）。

なお、複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めるとともに構成団体を明記して応募してください。

#### 【不適合事由】※4

本業務に係る募集要項を公示した日から選定結果を通知する日までの期間に次のいずれかに該当する団体は、指定管理者としては不適合とします。また、グループで応募する場合の代表団体および構成団体になることもできません。

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体
- ・労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けている団体
- ・会社更生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している団体
- ・公租公課を滞納している団体
- ・暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められる団体

(注) 提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長又は豊中南警察署長に提供します。

- ・本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体

- ・本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている団体

#### 【グループ応募】

代表団体または構成団体のいずれか一団体でも上記（※4参照）のいずれかの項目に該当する場合は、不適格とします。

- ・複数の法人がグループを構成して応募する場合は、グループの名称を設定し、代表団体を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。

（注）グループの名称は、当該施設の指定管理者としてふさわしい名称としてください。

- ・同時に複数のグループの代表団体または構成団体となることはできません。
- ・単独で応募した団体は、グループで応募する場合の代表団体または構成団体となることはできません。
- ・グループの代表団体および構成団体の変更は、認めません。

#### 【提案に至るまでの流れ】

##### ① 応募表明

応募の意思を有する団体は、応募表明書（別紙様式3）を提出してください。複数団体によるグループで応募の意思を有する場合は、グループ応募表明書（別紙様式3-1）を提出してください。

（応募表明提出期限）令和2年（2020年）6月30日（火）17時15分まで

（提出場所および提出方法）〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

第一庁舎6階

豊中市教育委員会事務局 社会教育課

直接提出・郵送いずれも可（期限必着）

##### ② 現地説明会

現地説明会への参加は、任意になります。参加しない場合も応募は可能です。また、参加しないことで審査が不利になることはありません。

（開催日時）令和2年（2020年）7月8日（水）13時～15時（予定）

（注）期限までに参加申込みがあった団体のみ、追って連絡します。

（場所）豊中市立青少年自然の家

大阪府豊能郡能勢町宿野151-68

電話 072-734-0301

(参加人数) 1 団体につき 3 人以内

(参加申込) 説明会に参加される団体は、現地説明会参加申込書(別紙様式 1)、複数団体によるグループで参加する場合は(別紙様式 1-1)に必要な事項を明記の上、令和 2 年(2020 年) 7 月 7 日(火)の 17 時 15 分までに電子メールまたは FAX にて送付してください。また、送付後は必ず送付した旨を電話連絡してください。

### ③ 質問受付

提案書類等の作成にあたっての質問は、質問票(別紙様式 2)、複数団体によるグループで質問する場合は(別紙様式 2-1)に必要な事項を明記の上、現地説明会終了後から令和 2 年(2020 年) 7 月 15 日(水) 17 時 15 分までに電子メールまたは FAX にて送付のうえ、電話連絡をお願いします。電話での質問は受付しません。なお、質問および回答の内容については、令和 2 年(2020 年) 7 月 21 日(火)の 17 時 15 分までに現地説明会参加団体及び質問をされた団体に電子メールまたは FAX にて送付します。

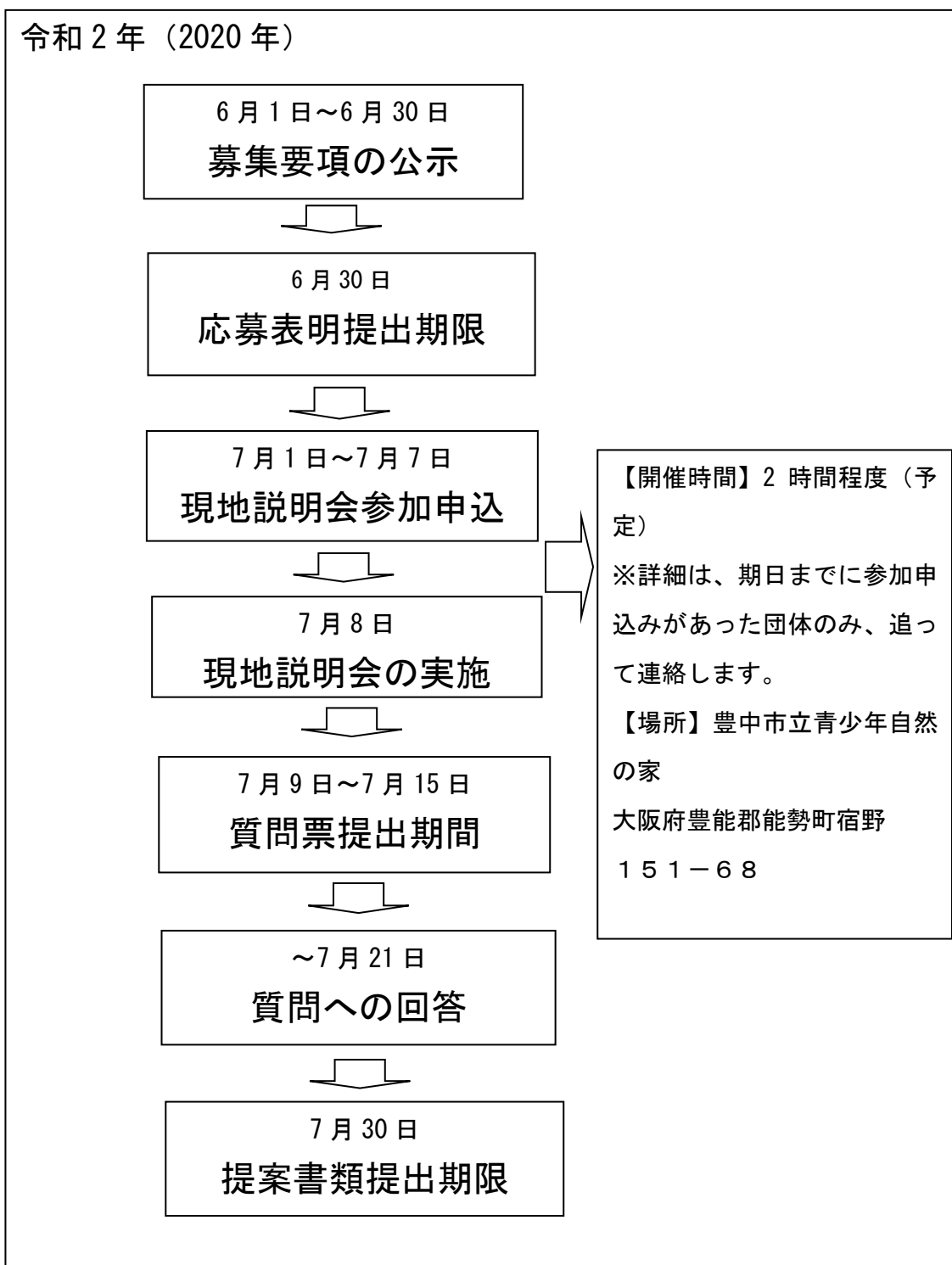
送付先：豊中市教育委員会事務局 社会教育課

電話：06-6858-2582 FAX：06-6846-9649

電子メール:shakaikyoiiku@city.toyonaka.osaka.jp

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号第一庁舎 6 階  
豊中市教育委員会事務局 社会教育課  
直接提出、郵送いずれも可(期限必着)

①～③の流れ



【留意事項】

- 本公募案件に関して「豊中市立青少年自然の家指定管理者選定評価委員会」（後述）委員や市職員への接触を禁じます。
- 応募団体名の公表を行います。

## 4. 提案に関する事項について

【提案書類提出期限】令和2年（2020年）7月30日（木）17時15分まで

【提出場所および提出方法】〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

第一庁舎6階

豊中市教育委員会事務局 社会教育課

直接提出・郵送いずれも可（期限必着）

### 【提案書類】

#### ① 豊中市立青少年自然の家指定管理者指定申込書

別紙様式4にて提出してください。

#### ② 委任状等（グループ応募の場合のみ）

複数団体によるグループ応募の場合、次の書類を提出してください。

- ・ 委任状（様式5）
- ・ グループ結成に係る協定書（写し）

#### ③ 団体概要説明書

別紙様式6にて提出するとともに、次の書類を添付してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。

- ・ 団体の基本財産、業務内容の詳細、活動実績等がわかる書類  
（パンフレット等でも可）
- ・ 定款、寄付行為、規約またはこれに類する書類
- ・ 法人の場合、法人の登記簿謄本または登記事項証明書
- ・ 法人の場合、法人の印鑑証明書
- ・ 法人でない場合、代表者の印鑑登録証明書
- ・ 役員名簿及び役員の履歴書（役員名、名前（ふりがな）、現住所（役員個人のもの。番地まで記載）、年齢（提案書類提出日現在）を必ず明記してください）

#### ④ 事業計画書

様式は特に定めませんが、必ず次の提案内容を含むものとしてください。

- ・ 指定管理者として管理運営業務を担うに際しての基本姿勢（基本理念・事業目標・市の施策への協力に関する考え方等）

- ・『仕様書』に定める業務に沿った具体的な実施事項及びその体制（人員体制、業務を行うにあたってのしくみ等）
- ・その他の自主的な提案事項及びその体制
- ・確保可能なサービス水準（本募集要項にて提示のサービス水準項目については確保可能値を必ず記載するものとし、他にも自主提案によるサービス水準項目があれば併せて記載）
- ・指定管理委託料見積もり及びその内訳

※金額には消費税及び地方消費税（以下「消費税」とします）を含み、現行税率（10%）で作成してください。

- ・令和3年度（2021年度）から5年間の収支計画（上記見積もりを組み込むこと）
- ・市民満足度への配慮に関する提案事項
- ・従事者への配慮に関する提案事項
- ・個人情報保護に関する提案事項
- ・危機管理に関する提案事項

#### ⑤財務状況報告書類

次の書類につき、直近の3事業年度分を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類については、その理由を明記してください。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書または収支計算書
- ・キャッシュフロー計算書またはこれに類するもの
- ・勘定科目内訳明細書
- ・法人税確定申告時提出書類（別表一～十六）

#### ⑥諸証明書類

次の書類を提出してください（複数団体によるグループ応募の場合は、構成団体のものを含む）。なお、提出できない書類については、その理由を明記してください。

- ・法人の場合、法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類（過去3カ年分）
- ・法人の場合、過去3カ年に都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類
- ・法人以外の団体の場合、代表者が過去3カ年に公租公課（所得税・市町村民税、健康保険料等）に未納がないことを証明する書類
- ・労働保険 保険関係成立届（写）
- ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書（写）（直近のもの）
- ・上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書（写）（直近の第1・2・3期のもの）



- ・就業規則（写）（パート労働者含め10名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程等の付属規程を含む）
- ・就業規則に準ずるもの（写）（パート労働者含め10名未満の事業所の場合。賃金規程等の付属規程を含む。）
- ・時間外労働、休日労働に関する協定届（写）
- ・定期健康診断結果報告書（写）（労働者50名以上の事業所の場合）
- ・社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写）・社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの）
- ・労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式）

⑦入札参加停止措置等状況調書（様式7）

⑧応募表明後の辞退については、辞退届が必要になります。（様式8）

#### 【提出部数等】

10部（正1部と副9部）とします。なお、提出書類は返却しませんので、予めご了承ください。提案書類についてはA4判で統一し、ページ数を付して編綴してください。

#### 【提案書類の著作権等】

申込団体が提出した書類の著作権は、指定管理者が決定するまでの間は申込団体に帰属します。ただし、市が指定管理者の決定を行う際、議会の審議等に必要な場合は、提出書類の全部または一部を使用できるものとします。

また、提出書類は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。

#### 【その他提案に関する留意事項】

市は、指定管理者として最もふさわしい団体を選定するにあたり、本募集要項及び仕様書に記載する業務内容及びサービス水準等を満たすための各申込団体なりの創意工夫ある提案を求めるものです。

なお、指定管理委託料の予定価格および最高評価点相当額については、協定締結時の金額を示すものではなく、評価の基準となる価格を示すためのものです。

また、指定管理委託料は事業内容を踏まえ本市と協議のうえ、毎年度の協定により確定しますので、提案額がそのまま指定管理委託料になるものではありません。

## 5. 選定に関する事項について

### 【選定評価委員会】

応募団体のなかから指定管理者としてふさわしいと考えられる候補者を選定するため、豊中市立青少年自然の家条例第25条に規定する「豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会」（以下「委員会」とします）にて審査を行います。

委員会は、それぞれの公共サービスに関して優れた識見を有する次の委員で構成しています。

- 学識経験者3名
- 財務面に関する有資格者1名
- 労務面に関する有資格者1名

### 【選定の方法】

審査基準に基づき、書類審査と面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定します。

#### （書類審査）

提案書類にもとづく書類審査を行います。

（ただし、4者以上応募があった場合は、一次審査として書類審査のみによる採点を行い、得点順位3位以内の団体のみ面接審査への参加ができるものとさせていただきます。なお、「所要コストの適正度」を除いた選定考査項目における採点結果の合計点が当該配点の50%未満の場合、書類審査採点結果が配点の50%未満だった場合は選外とします。）

#### （面接審査）

団体を代表する方（3名以内）に面接会場にて選定評価委員との面接・質疑応答を行います。面接の日時等の詳細については書面により全応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。

#### （面接日時）

令和2年（2020年）9月上旬頃

#### （場所）

豊中市役所他公共施設（予定）

#### （第一候補者の決定）

- 審査の結果、全体の採点結果の合計点が最高点の者を第一候補者とします。
- 最高点の者が複数の場合は、原則として選定考査項目における「所要コストの適正度」を除いた採点が高い団体を第一候補者とします。

・全体の採点結果が最も高い場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、第一候補者としません。

- ① 「所要コストの適正度」を除いた選定審査項目における採点結果の合計点が当該配点の50%未満の場合
- ② 全体の採点結果の合計点が配点の50%未満だった場合

#### 【選定結果の通知】

##### 選定結果通知

令和2年（2020年）10月下旬頃に書面にて面接審査を受審した全団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）に通知発送します。通知においては、採点結果を記載するとともに、第一および第二候補者となった団体にはそれぞれその旨を、その他の団体には選外となった旨を記載します。なお、団体に関する情報の開示については、当該団体にかかる自己の情報についてのみ対象となります。

（ただし、一次審査として書類審査の採点を行った場合、選外となった団体にはその旨と採点結果を通知します。）

#### 【審査基準】

別紙審査基準表のとおり。

#### 【提案の無効】

以下の一つに該当するときは、提案内容を無効とし、応募自体を取り消しとします。

- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・提出書類に著しい不備があったとき
- ・面接審査を受審しなかったとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・その他、募集要項の内容に違反したとき

#### 【選定結果の公表】

選定結果の通知の後、市ホームページ等において結果公表を行います。公表する内容は次のとお

りです。

- 第一候補者とした団体名、採点結果および第一候補者への選定理由
- 第二候補者とした団体名、採点結果および第二候補者への選定理由
- 選外となった団体の採点結果（団体名は公表しません）

#### 【指定管理者の指定】

委員会の選定結果に基づき、指定管理者の候補者を決定します。

指定管理者の候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会での議決を経た後に、指定管理者として指定します。

## 6. 協定に関わる事項について

#### 【協定の締結】

選定ののち議会において指定の議決を経た団体は、指定管理者として本施設の管理運営を担うに先立って、市と協議のうえ協定を締結する必要があります。この際、指定期間である 5 年間を対象とした「基本協定」と、まず指定期間 1 年目である令和 3 年度（2021 年度）を対象とした「年度協定」の二種類の協定を締結します。年度協定は、以降の指定期間において年度毎に締結していくこととなります。

#### 【サービス水準に関する合意書の締結】

本施設として確保しなければならないサービス水準については、指定管理者となる団体と市が協議のうえ、協定（項目によって基本協定・年度協定のいずれの場合もあり）の一部あるいは独立した文書として、サービス水準に関する合意書を締結することとします。

#### 【協定を行う事項】

（主な基本協定事項）

- 指定期間
- 業務の範囲
- リスクの負担
- 人材の確保および責任者の配置
- 管理の基準
- 秘密の保持

- 個人情報の保護
- 情報の公開
- 人権の尊重
- 備品等の貸与
- 施設等の維持補修等
- 財産の管理
- 事業計画書の提出
- 管理状況等の定期報告
- 事業報告書の作成および提出
- 業務実施状況のモニタリング等
- 自己モニタリング等
- 外部評価等
- 指定管理委託料の支払・運営会議の設置
- 自主事業の実施
- ネーミングライツ実施への協力
- 業務の引き継ぎ
- 指定の取り消しおよび業務の停止
- 不可抗力による指定の取り消し
- 原状回復
- 損害賠償
- 権利等の譲渡等の禁止
- 一括再委託（第三者委託）の禁止
- 苦情、要望等の対応
- 緊急時対策等
- 緊急時の対応
- 災害時等の本施設の利用
- 業務報告の聴取等
- 重要事項の変更の届出
- 基本協定の変更
- 管轄裁判所
- 疑義についての協議
- その他

(主な年度協定事項)

- 当該年度の業務内容
- 当該年度の指定管理委託料
- 指定管理委託料の精算
- 疑義等の決定
- その他

協定に際しては、本募集要項および『仕様書』に記載した事項等についても改めて協議を行い、締結することとなりますが、基本的には本募集要項および『仕様書』記載の内容を踏襲するものと考えています。また、同一の条件で応募団体を審査する必要があるため、応募にあたっては必ず本募集要項および『仕様書』記載の内容を前提とした提案で提出してください。

## 7. その他の事項について

- 応募団体は、指定管理者の選定結果後に本募集要項及び『仕様書』の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- 現地説明会参加に必要な費用は、参加団体の負担とします。
- 提案及び審査受審のため必要な費用は、応募団体の負担とします。
- 提案書類等の作成及びその他の手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。
- 指定管理者業務開始前の引き継ぎ準備に係る経費は、指定管理者に指定された団体の負担となります。

お問い合わせ先：

〒561-8501 豊中市中桜塚 3丁目 1番 1号第一 庁舎 6階

豊中市教育委員会事務局 社会教育課

電話 06 - 6858 - 2582 FAX 06 - 6846 - 9649

電子 メール [shakaikyoku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shakaikyoku@city.toyonaka.osaka.jp)